

第 12 期 中 間 決 算 公 告

平成30年12月20日

東京都港区六本木一丁目6番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

中間連結貸借対照表（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	1,203,593	預 金	4,757,804
コールローン及び買入手形	17,000	コールマネー及び売渡手形	108,200
買 入 金 銭 債 権	224,112	債券貸借取引受入担保金	22,265
金 銭 の 信 託	13,721	借 用 金	400,000
有 価 証 券	715,164	外 国 為 替	1,736
貸 出 金	3,147,577	そ の 他 負 債	68,161
外 国 為 替	12,769	賞 与 引 当 金	183
そ の 他 資 産	109,490	ポ イ ン ト 引 当 金	415
有 形 固 定 資 産	982	睡眠預金払戻損失引当金	10
無 形 固 定 資 産	11,212	特 別 法 上 の 引 当 金	12
繰 延 税 金 資 産	3,388	負債の部合計	5,358,789
貸 倒 引 当 金	△ 1,888	（純資産の部）	
		資 本 金	31,000
		資 本 剰 余 金	13,625
		利 益 剰 余 金	58,569
		株 主 資 本 合 計	103,195
		その他有価証券評価差額金	358
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 5,220
		その他の包括利益累計額合計	△ 4,862
		純資産の部合計	98,333
資産の部合計	5,457,123	負債及び純資産の部合計	5,457,123

中間連結損益計算書 （平成30年4月 1日から
平成30年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	32,513
資金運用収益	20,058
（うち貸出金利息）	15,581
（うち有価証券利息配当金）	3,673
役員取引等収益	10,720
その他業務収益	1,564
その他経常収益	170
経常費用	24,619
資金調達費用	4,138
（うち預金利息）	2,921
役員取引等費用	8,088
その他業務費用	33
営業経費	12,015
その他経常費用	342
経常利益	7,893
特別損失	8
税金等調整前中間純利益	7,885
法人税、住民税及び事業税	2,505
法人税等調整額	13
法人税等合計	2,518
中間純利益	5,366
非支配株主に帰属する中間純利益	-
親会社株主に帰属する中間純利益	5,366

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 2社
住信SBIネット銀カード株式会社
SBIカード株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等 1社
JALペイメント・ポート株式会社
 - (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 2社

会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～15年
その他 3年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社で定める利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。
4. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、主に次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
5. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
6. ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
8. 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当社グループの外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 重要なヘッジ会計の方法
金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによるものであります。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金及びその他有価証券（債券）とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
11. 消費税等の会計処理
当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計15,221百万円含まれております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は404百万円、延滞債権額は2,473百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は566百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金(3カ月以上延滞債権)に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,443百万円であります。
なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 356,176百万円
貸出金 304,981百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 22,265百万円
借用金 400,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは金融商品等差入担保金の代用として、有価証券21,462百万円を差し入れております。また、その他の資産には、先物取引差入証拠金14,377百万円、金融商品等差入担保金59,065百万円、保証金1,552百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は238,901百万円であります。なお、これらの契約は、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,321百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 「その他経常収益」には、株式等売却益57百万円、立地促進奨励金による収入18百万円、還付消費税等54百万円及び睡眠預金による収益23百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額291百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計 年度期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,507	-	-	1,507	
合計	1,507	-	-	1,507	
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	

- 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連法人等株式は、次表には含めておりません(注2)参照)。

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1)現金預け金	1,203,593	1,203,593	-
(2)買入金銭債権(*1)	224,062	224,125	62
(3)有価証券	714,833	714,605	228
満期保有目的の債券	55,717	55,489	228
その他有価証券	659,116	659,116	-
(4)貸出金	3,147,577		
貸倒引当金(*1)	1,735		
	3,145,841	3,160,721	14,880
資産計	5,288,330	5,303,045	14,714
(1)預金	4,757,804	4,757,607	197
(2)借入金	400,000	397,798	2,201
負債計	5,157,804	5,155,405	2,399
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	640	640	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(7,277)	(7,277)	-
デリバティブ取引計	(6,637)	(6,637)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託受益権等については、取引金融機関から提示された価格によっております。

その他の買入金銭債権のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっており、なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

預金のうち、要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、通貨及び一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ、金利オプション)、通貨関連取引(為替予約、通貨オプション)、債券関連取引(債券先物取引)、株式関連取引(株式指数オプション)であり、取引所等の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産

(3) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
関連法人等株式	330

関連法人等株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成30年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,952	1,954	1
	小計	1,952	1,954	1
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	14,974	14,870	104
	地方債	10,000	9,966	33
	社債	28,790	28,697	92
	小計	53,765	53,534	230
合計		55,717	55,489	228

2. その他有価証券(平成30年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	139,512	136,034	3,477
	国債	10,043	10,040	2
	地方債	55,518	52,648	2,869
	社債	73,951	73,345	606
	その他	241,098	239,509	1,588
	外国債券	182,506	181,323	1,182
	その他	58,591	58,186	405
	小計	380,610	375,544	5,066
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	119,310	120,310	1,000
	国債	59,438	60,157	719
	地方債	41,119	41,288	168
	社債	18,752	18,864	112
	その他	278,941	282,490	3,549
	外国債券	190,492	193,785	3,293
	その他	88,448	88,704	255
	小計	398,251	402,801	4,549
合計		778,861	778,345	516

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成30年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,721	13,721	-	-	-

(注) 1. 当中間連結会計期間末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 65,210円61銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額 3,558円88銭

(自己資本比率関係)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、8.73%であります。

第 12 期 中 間 決 算 公 告

平成30年12月20日

東京都港区六本木一丁目6番1号
住信SBIネット銀行株式会社
代表取締役社長 円山 法昭

中間貸借対照表（平成30年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	1,203,478	預金	4,758,516
コーポレート	17,000	コーポレート	108,200
買入金銭債権	224,112	債券貸借取引受入担保金	22,265
金銭の信託	13,721	借入金	400,000
有価証券	715,737	外国為替	1,736
貸出金	3,149,723	その他負債	68,074
外国為替	12,769	未払法人税等	2,709
その他資産	107,223	その他の負債	65,364
その他の資産	107,223	賞与引当金	183
有形固定資産	982	ポイント引当金	415
無形固定資産	11,212	特別法上の引当金	12
繰延税金資産	3,369	負債の部合計	5,359,413
貸倒引当金	1,725	（純資産の部）	
		資本金	31,000
		資本剰余金	13,625
		資本準備金	13,625
		利益剰余金	58,427
		その他利益剰余金	58,427
		繰越利益剰余金	58,427
		株主資本合計	103,053
		その他有価証券評価差額金	358
		繰延ヘッジ損益	5,220
		評価・換算差額等合計	4,862
		純資産の部合計	98,191
資産の部合計	5,457,604	負債及び純資産の部合計	5,457,604

中間損益計算書 (平成30年4月 1日から
平成30年9月30日まで)

(単位 : 百万円)

科 目	金 額
経常収益	32,373
資金運用収益	20,135
(うち貸出金利息)	(15,597)
(うち有価証券利息配当金)	(3,673)
役務取引等収益	10,505
その他業務収益	1,563
その他経常収益	170
経常費用	24,476
資金調達費用	4,138
(うち預金利息)	(2,921)
役務取引等費用	8,141
その他業務費用	33
その他経常費用	11,692
その他経常費用	470
経常利益	7,897
特別損失	8
引当金	7,888
法人税、住民税及び事業税	2,480
法人税等調整額	33
法人税等調整額	2,514
中間純利益	<u>5,373</u>

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～15年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年～7年）に基づいて償却しております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) ポイント引当金
ポイント引当金は、クレジットカード会員や口座開設者に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
 - (5) 特別法上の引当金
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
6. ヘッジ会計の方法
当社の金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによるものです。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、個別取引毎の繰延ヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 903百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計15,221百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は404百万円、延滞債権額は2,471百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は566百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金(3か月以上延滞債権)に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,441百万円であります。
なお、上記3.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 356,176百万円
貸出金 304,981百万円
担保資産に対応する債務
債券貸借取引受入担保金 22,265百万円
借入金 400,000百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは金融商品等差入担保金の代用として、有価証券21,462百万円を差し入れております。また、その他の資産には、先物取引差入証拠金14,377百万円、金融商品等差入担保金59,065百万円、保証金1,535百万円及びデリバティブ取引の差入担保金1,320百万円が含まれております。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は239,651百万円であります。なお、これらの契約の多くは、任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 2,316百万円
9. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金12百万円を計上しております。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益57百万円、立地促進奨励金による収入18百万円、還付消費税等54百万円及び睡眠預金による収益23百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額115百万円及び株式等償却324百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,952	1,954	1
	小計	1,952	1,954	1
時価が中間貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	14,974	14,870	104
	地方債	10,000	9,966	33
	社債	28,790	28,697	92
	小計	53,765	53,534	230
合計		55,717	55,489	228

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成30年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	556
関連法人等株式	347
合計	903

(注)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券（平成30年9月30日現在）

	種類	中間貸借 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	債券	139,512	136,034	3,477
	国債	10,043	10,040	2
	地方債	55,518	52,648	2,869
	社債	73,951	73,345	606
	その他	241,098	239,509	1,588
	外国債券	182,506	181,323	1,182
	その他	58,591	58,186	405
	小計	380,610	375,544	5,066
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	債券	119,310	120,310	1,000
	国債	59,438	60,157	719
	地方債	41,119	41,288	168
	社債	18,752	18,864	112
	その他	278,941	282,490	3,549
	外国債券	190,492	193,785	3,293
	その他	88,448	88,704	255
	小計	398,251	402,801	4,549
	合計	778,861	778,345	516

（金銭の信託関係）

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成30年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	13,721	13,721	-	-	-

（注）1. 当中間期末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

2. 「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
繰延ヘッジ損失	2,735 百万円
その他有価証券評価差額金	1,394
子会社株式償却	666
貸倒引当金	368
その他	855
繰延税金資産小計	6,021
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	666
評価性引当額小計	666
繰延税金資産合計	5,354
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,552
繰延ヘッジ利益	432
繰延税金負債合計	1,984
繰延税金資産の純額	3,369 百万円

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 65,116円11銭
1株当たりの中間純利益金額 3,563円70銭

（自己資本比率関係）

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、8.76%であります。